

# 中小企業のための 官公需施策と 官公需適格組合の活用

平成20年7月



全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>



# 1 中小企業へ官公需の発注を

わが国の中小企業は、企業数で99.7%、雇用者数では71%を占め、産業のあらゆる分野で活躍し、経済社会の“活力の源泉”となっています。特に地域社会においては、伝統産業や地場産業等の地域産業集積の基盤となり、雇用の場の提供のほか、地域コミュニティの推進や地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。

中小企業の振興策としては、金融面や税制面による経営基盤強化のための支援、補助金による技術開発支援等がありますが、中小企業が製造している製品や提供しているサービスの需要を拡大していくことも非常に効果的な支援となります。

こうした考え方から設けられたのが『中小企業者の官公需受注機会増大のための支援策』です。

官公需とは、政府や地方公共団体が社会インフラの整備や行政事務の推進のために行う工事、物品やサービスの購入のことで、平成20年度において国等の機関（各省庁と公庫、独立行政法人等）では、82,651億円の発注が予定されています。

そこで国では、これらの官公需を中小企業が受注し、経営の強化に役立てていけるよう「**官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律**」（官公需法）を定め、中小企業者の官公需の受注機会増大に向けて以下のような措置を講じています。

# 官公需を活用した地域中小企業の経営基盤強化

## 官公需法のポイント

**第1に**、国等は物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として“組合”を活用するように配慮しなければならないこと。

**第2に**、受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業向けの契約目標額と受注機会増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定し、公表すること。

**第3に**、契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。

**第4に**、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。

**第5に**、地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるように努めなければならないこと。



## 2 官公需適格組合

### 組合による共同受注と官公需適格組合

中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第3条において「・・・国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

こうした中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合制度です。

官公需適格組合制度は、国等の契約の方針において証明に関する詳細が規定されているとともに、その普及のため、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めています。

さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例」の活用、「官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

官公需適格組合となるための基準は以下のとおりです。

### 物品・役務関係組合の証明基準

- イ. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ. 常勤役職員が2名以上いること
- ニ. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ホ. 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ヘ. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

### 工事関係組合の証明基準

上記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

- チ. 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- リ. 工事1件の請負代金の額が1,500万円(電気、管工事等は500万円)以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
- ヌ. 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

## 官公需適格組合

官公需適格組合は、現在全国に860組合（平成20年3月31日現在）あり、それぞれの分野で積極的な事業活動をしています。

物品、役務、工事別の組合数は以下のとおりです。

### ◇物品関係……………220組合

- ・ 繊維製品（織物、外衣・下着類、絨毯、シーツ、テーブルクロス等）
- ・ 家具（木製・金属製家具、黒板、金庫等）
- ・ 印刷（各種印刷物、罫紙等）
- ・ 石油製品（潤滑油、燃料等）
- ・ 事務用品（筆記用具、事務用品、帳簿類等）

### ◇役務関係……………388組合

- ・ 設計業務 ・ 測量業務 ・ 自動車整備 ・ 輸送業務 ・ 建物サービス 等

### ◇工事関係……………252組合

- ・ 建設工事 ・ 土木工事 ・ 建築工事 ・ 電気工事 ・ 管工事 ・ 造園工事
- ・ 畳工事 等



## 3 共同受注成功組合事例

### A 石材事業協同組合

A 組合は、組合設立時から官公需の共同受注を重要な事業として位置づけ、設立 2 年後に建設業の許可を取得、5 年目に官公需適格組合証明を取得した。

共同受注の対象は石材工事が主体で、文化財の復元工事や慰霊碑の建立など数多くの工事实績を有する。現在組合全体では、1 級・2 級技能士を 60 名以上擁しており、さらに若手後継者の育成にも力を入れている。また、環境問題にも積極的な取り組みを行っており、環境省が進める「エコアクション 2.1」の認証を取得している。

### B 警備業協同組合

大手の警備業者に対抗できる地場の組織として協同組合を設立。国体関係の警備業務の受注をきっかけに、組合員の受注拡大を目指して官公需適格組合証明を取得。

空港内の常駐警備等、組合員が単独で受注できない大型の案件についても組合が受注できることから組合員の経営に大きく寄与している。

今後は、「交通取締り補助」や「自転車の安全運転監視」など従来警備業界がカバーし切れていない新たなマーケットにおける業務の開発提案を行い、受注機会の増大を図っている。



# 4 平成20年度国等の契約の方針

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第2項に基づき、平成20年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

## 1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成20年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

### (1) 情報提供の促進

国等は、中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、情報提供の促進のため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 国等は、中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、各省各庁等別の情報提供を行うものとする。
- (イ) 国等は、上記に加え、中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、物件、工事及び役務の別に詳細に情報提供を行うものとする。
- (ウ) 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

### (2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大

- (ア) 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき  
和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。
- (イ) 国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。
- (ウ) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- (エ) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連す

る情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(オ) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

### (3) 官公需適格組合等の活用

(ア) 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

特に、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。

(イ) 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

### (4) 指名競争契約等における受注機会の増大

(ア) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(イ) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たって、法令の規定に基づく指名競争制度を利用する場合には、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、特に、少額の契約案件にあつては、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

### (5) 中小企業者への説明の徹底

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

### (6) 銘柄指定の廃止

国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

### (7) 分離・分割発注の推進

(ア) 国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

## 平成20年度国等の契約の方針

(イ) 国等は、分割発注が、公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることを回避するため、経済合理性を満たしつつ、中小企業者の受注機会の増大を目的として分割発注を実施した場合には、当該分割発注に係る理由を公表するものとする。また、国は、地方公共団体においても同様の取組が実現されるよう要請する。

(ウ) 国等は、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

### (8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

国等は、物品等の発注に当たっては、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた動きを踏まえ、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

### (9) 価格と品質が総合的に優れた調達への推進

国等は、価格と品質が総合的に優れた調達への推進により、中小企業者の受注機会の増大を図るため、次の措置を講じるものとする。また、国は、地方公共団体に対し、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう申請する。

(ア) 国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(イ) 国等は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式を導入・拡大することに努めるものとする。

(ウ) 工事等の発注に当たっては、国等による低入札価格調査制度及び地方公共団体による最低制限価格制度の適切な活用、公庫等及び地方公共団体の予定価格や最低制限価格等の事後公表への移行を促進する。

### (10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図り、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進するとともに、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した物件又は役務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第3項に規定する経営資源を活用した物件又は役務の調達を可能な限り促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

### (11) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

## (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の拡大を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 国等は、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置について、これまでの実施状況を取りまとめて公表し、これを踏まえて当該拡大措置の一層の活用に努めるものとする。
- (イ) 国等は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに、その受注機会の増大を図るものとする。なお、技術力の評価に際しては、入札案件に係る物件の分野における技術力を事業者に証明させることや、中小企業技術革新制度における技術開発補助金等の交付先中小企業のデータベースの活用など、客観的評価に努めるものとし、このデータベースの内容の充実に努めるものとする。
- (ウ) 国等は、中小企業技術革新制度において採択された中小企業者の技術を評価する施策、研究開発の成果についての展示会や様々な機会を捉えた紹介による事業化の促進を図る施策等と連携し、その受注機会の増大に努めるものとする。
- (エ) 国等は、中小企業者が地域科学技術施策の成果を活用し商品化した物件、役務について、当該物件、役務に関する情報提供等の取組と連携し、その受注機会の増大に努めるものとする。

## (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行うものとする。

## (14) 調達手続に関する簡素・合理化

- (ア) 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- (イ) 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

## (15) 中小企業者の自主的努力の助長

- (ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

特に、国等の発注情報の提供については、中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁を通じて発信される電子メール等電子的手段を活用し、中小企業者へ直接提供するよう努めるものとする。

また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

## 平成20年度国等の契約の方針

(イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

このため、特に、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

(エ) 国等は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、あらかじめ、信用保証協会の流動資産担保融資制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、売掛債権の譲渡禁止特約を適用しないこととする措置を講じておくこと等を通じ、流動資産担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

(オ) 国等は、中小企業者の活力の再生支援に資するため、中小企業庁において取りまとめる発注機関所在情報等を、中小企業再生支援協議会、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するように努めるものとする。

## 2. 中小企業者向け契約目標

国等は、上記1に掲げる措置を講ずること等により、平成20年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆2,132億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆6,149億円、公庫等については約1兆5,983億円とする。

## 3. 官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 各省各庁等は、上記1の各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行うものとする。

(3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。



# 5 関係法律等

## 1. 中小企業基本法(抄)

(昭和38年7月20日 法律第154号 最終改正 平成18年4月26日 法律第33号)

(国等からの受注機会の増大)

**第21条** 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(抄)

(昭和41年6月30日 法律第97号 最終改正 平成17年10月21日 法律第102号)

(目的)

**第1条** この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(受注機会増大の努力)

**第3条** 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

**第4条** 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

(国等の契約の実績の概要の通知)

**第5条** 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

(地方公共団体の施策)

**第7条** 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

### 3. 予算決算及び会計令(抄) (昭和22年勅令第165号)

#### 第7章 契 約

#### 第4節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

**第99条** 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。  
— (略) —
- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらのものから直接に物件を買い入れるとき。



# 6 官公需適格組合行動憲章

官公需適格組合の有志で構成されている全国官公需適格組合受注確保協議会では、平成17年度の通常総会において「官公需適格組合行動憲章」を制定し、これに則った活動を展開していくことを申し合わせました。この行動憲章は、“地域の仕事は地域の中小企業と組合が担当し、地域経済の活性化に寄与していくことが望ましい姿”であるとの考え方にに基づき、このためには、コンプライアンス、個人情報保護、環境問題等への対応を図るとともに技術力、信頼性の向上に努め、地域社会の一員としての役割と責任を果たしていくことが重要であることを基本としています。

## 官公需適格組合行動憲章

(平成17年6月23日)

1. 官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。
2. 官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努め、積極的な社会貢献活動を展開する。
3. 官公需適格組合は、循環型社会の重要性を認識し、環境問題に対して十分な配慮と対応に努める。
4. 官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、公正、透明な適正価格での受注に努める。
5. 官公需適格組合は、IT化、技術開発、コスト縮減、ISO取得など経営革新に努める。
6. 官公需適格組合は、組合及び組合員企業の従業員の技術・能力の向上を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。
7. 官公需適格組合は、法令を遵守するものとする。

# 官公需適格組合のお問い合わせは

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	URL
北海道中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7(プレスト1・7)	011(231)1919	http://www.h-chuokai.or.jp/
青森県中央会	030-0802	青森市本町2-9-17(青森県中小企業会館内)	017(777)2325	http://www.jongara-net.or.jp/
岩手県中央会	020-0023	盛岡市内丸14-8(県米連ビル内)	019(624)1363	http://www.ginga.or.jp/
宮城県中央会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2(宮城県商工振興センター)	022(222)5560	http://www.chuokai-miyagi.or.jp/
秋田県中央会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47(秋田県商工会館内)	018(863)8701	http://www.chuokai-akita.jp/
山形県中央会	990-8580	山形市城南町1-1-1(霞城セントラル14F)	023(647)0360	http://www.chuokai-yamagata.or.jp/
福島県中央会	960-8053	福島市三河南町1-20(コラッセふくしま会館内)	024(536)1261	http://www.chuokai-fukushima.or.jp/
茨城県中央会	310-0801	水戸市桜川12-2-35(茨城県産業会館内)	029(224)8030	http://www.ibarakiken.or.jp/
栃木県中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4(栃木県産業会館3F)	028(635)2300	http://www.tck.or.jp/
群馬県中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1(群馬県中小企業会館内)	027(232)4123	http://www.chuokai-gunma.or.jp/
埼玉県中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5(大宮ソニックシティ9F)	048(641)1315	http://www.saikumi.or.jp/
千葉県中央会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-2(千葉県中小企業会館内)	043(242)3277	http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/
東京都中央会	104-0061	中央区銀座2-10-18(東京都中小企業会館内)	03(3542)0386	http://www.tokyochuokai.or.jp/
神奈川県中央会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80(神奈川県中小企業センター9F)	045(633)5131	http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/
新潟県中央会	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1(新潟県中小企業会館内)	025(267)1100	http://www.chuokai-niigata.or.jp/
長野県中央会	380-0936	長野市中御所岡田131-10(長野県中小企業指導センター4F)	026(228)1171	http://www.alps.or.jp/
山梨県中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1(山梨県中小企業会館内)	055(237)3215	http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
静岡県中央会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1(静岡県産業経済会館内)	054(254)1511	http://www.siz-sba.or.jp/
愛知県中央会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7(愛知県産業貿易館西館2F)	052(229)0044	http://www.aiweb.or.jp/
岐阜県中央会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53(岐阜県県民ふれあい会館8F)	058(277)1100	http://www.chuokai-gifu.or.jp/
三重県中央会	514-0004	津市栄町1-891(三重県合同ビル内)	059(228)5195	http://cniss.chuokai-mie.or.jp/
富山県中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3(富山商工会議所ビル内)	076(424)3686	http://www.chuokai-toyama.or.jp/
石川県中央会	920-8203	金沢市鞍月2-20(石川県地場産業振興センター新館5F)	076(267)7711	http://www.icnet.or.jp/
福井県中央会	910-0005	福井市大手3-7-1(織協ビル内)	0776(23)3042	http://www.chuokai-fukui.or.jp/
滋賀県中央会	520-0806	大津市打出浜2-1(コロボしが21 5F)	077(511)1430	http://www.chuokai-shiga.or.jp/
京都府中央会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17(京都府中小企業会館内)	075(314)7131	http://www.chuokai-kyoto.or.jp/
奈良県中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1(奈良県中小企業会館内)	0742(22)3200	http://www.chuokai-nara.or.jp/
大阪府中央会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5(マイドームおおさか6F)	06(6947)4370	http://www.maido.or.jp/
兵庫県中央会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3(兵庫県民会館3F)	078(331)2045	http://www.chuokai.com/
和歌山県中央会	640-8566	和歌山市西汀丁26(和歌山県経済センター内)	073(431)0852	http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
鳥取県中央会	680-0845	鳥取市富安1-96(中央会会館内)	0857(26)6671	http://www.chuokai-tottori.or.jp/
島根県中央会	690-0886	松江市母衣町55-4(島根県商工会館内)	0852(21)4809	http://www.crosstalk.or.jp/
岡山県中央会	700-0817	岡山市弓之町4-19-202(岡山県中小企業会館2F)	086(224)2245	http://www.okachu.or.jp/
広島県中央会	730-0011	広島市中区基町5-44(広島商工会議所ビル6F)	082(228)0926	http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/
山口県中央会	753-0074	山口市中央4-5-16(山口県商工会館内)	083(922)2606	http://www.axis.or.jp/
徳島県中央会	770-8550	徳島市西新町2-5(徳島経済センター内)	088(654)4431	http://www.tkc.or.jp/
香川県中央会	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401(香川県産業会館内)	087(851)8311	http://www.chuokai-kagawa.or.jp/
愛媛県中央会	790-0003	松山市三番町4-10-1(愛媛県三番町ビル3F)	089(943)7285	http://www.bp-ehime.or.jp/
高知県中央会	781-5101	高知市布師田3992-2(高知県中小企業会館内)	088(845)8870	http://www.kbiz.or.jp/
福岡県中央会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15(福岡県中小企業振興センター9F)	092(622)8780	http://www.chuokai-fukuoka.or.jp/
佐賀県中央会	840-0831	佐賀市松原1-2-35(佐賀商工会館内)	0952(23)4598	http://www.aile.or.jp/
長崎県中央会	850-0031	長崎市桜町4-1(長崎商工会館9F)	095(826)3201	http://www.nagasaki-chuokai.or.jp/
熊本県中央会	860-0801	熊本市安政町3-13(熊本県商工会館内)	096(325)3255	http://www.kumachu.or.jp/
大分県中央会	870-0026	大分市金池町3-1-64(大分県中小企業会館内)	097(536)6331	http://www.chuokai-oita.or.jp/
宮崎県中央会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31(宮崎県中小企業会館内)	0985(24)4278	http://www.himuka.or.jp/
鹿児島県中央会	892-0821	鹿児島市名山町9-1(鹿児島県産業会館内)	099(222)9258	http://www.satsuma.or.jp/
沖縄県中央会	901-0152	那覇市字小禄1831-1(沖縄産業支援センター605)	098(859)6120	http://www.ocnet.or.jp/
全国中央会	104-0033	東京都中央区新川1-26-19(全中・全味ビル内)	03(3523)4901	http://www.chuokai.or.jp/

## ●組合名